

最高裁判所（第二小法廷） 平成● ●年（〇〇）第● ●号 所得税更正処分等無効確認請求上告事件

国側当事者・国

平成25年12月20日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成24年6月22日判決）

（差戻審・東京地方裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成25年3月5日判決、本資料263号－35・順号12159）

（控訴審・東京高等裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成24年9月27日判決、本資料262号－203・順号12053）

（差戻後控訴審・東京高等裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成25年7月30日判決、本資料263号－143・順号12267）

決 定

上告人 甲

被上告人 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

同指定代理人 森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年12月20日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸